

## 大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定 について

大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例（平成27年大阪市条例第104号）第2条の規定に基づき、本市が出資を行い設立した株式会社（以下「新設会社」という。）に鉄道事業及び軌道事業の引継ぎをするための基本方針を次のとおり定める。

### 大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針

#### 1 新設会社に引き継ぐ事業の種類及び範囲

新設会社に引き継ぐ事業の種類は、大阪市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第60号）第2条の高速鉄道事業及び中量軌道事業（以下「高速鉄道事業等」という。）の廃止に係る鉄道事業及び軌道事業とし、引き継ぐ事業の範囲は、引継ぎ時に高速鉄道事業等が運行している路線（別表による。）とする。

#### 2 新設会社の株式の所有

新設会社の株式は、高速鉄道事業等の引継ぎ時においては、本市がその全部を所有する。

#### 3 新設会社に引き継ぐ資産、負債及び権利義務

大阪市高速鉄道事業会計に属する資産、負債並びにその他の権利及び義務については、原則としてその全部を、新設会社に引き継ぐものとする。

#### 4 新設会社に引き継ぐ職員に関する取扱い

新設会社の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、同社の方針に基づき必要な職員を引き継ぐものとする。

#### 5 引継ぎに際して新設会社に求める事項

(1) 輸送の安全の確保は、運輸事業の基本で社会的重大課題であることから、経営

判断の最優先課題とし、ハード・ソフト両面から、揺るぎのないよう取り組むこと

- (2) 本市交通局が「ひとにやさしい市営交通」を目指し、先進的に安全施策やバリアフリー施策に取り組んできた精神を、その歴史や経過を踏まえ、経営理念の根本として承継すること
- (3) 大阪市交通事業の設置等に関する条例第3条第2項に規定する計画路線のうち本市が着手していない路線については、大阪市鉄道ネットワーク審議会からの答申を踏まえ、本市の考え方を最大限に尊重していくこと
- (4) 自らの経営責任で交通機能を充実・発展させ、多様な事業展開に伴う沿線・地域の活性化に貢献するとともに、企業の社会的貢献という使命を果たしていくこと
- (5) 新設会社に関する諸課題について連絡調整するため、本市との間で会議体を設置すること

別 表

路線名	区間
御堂筋線（第1号線）	江坂から中百舌鳥まで
谷町線（第2号線）	大日から八尾南まで
四つ橋線（第3号線）	西梅田から住之江公園まで
中央線（第4号線）	コスモスクエアから長田まで
千日前線（第5号線）	野田阪神から南巽まで
堺筋線（第6号線）	天神橋筋六丁目から天下茶屋まで
長堀鶴見緑地線（第7号線）	大正から門真南まで
今里筋線（第8号線）	井高野から今里まで
南港ポートタウン線	コスモスクエアから住之江公園まで

平成28年 2 月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が出資を行い設立した株式会社に、高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎをするための基本方針を策定する必要があるので、大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例第3条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法  
第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例（抄）

第3条 市長は、前条の規定により基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ議会の議決  
を経なければならない。